

## 九州森林学会表彰規程

### (目的)

第1条 九州森林学会(以下本会という)において優れた業績を挙げた会員の表彰は、この規定の定めるところによる。

### (賞の種類)

第2条 本会は、次の区分により会員を表彰することができる。

- (1) 九州森林学会賞
- (2) 九州森林学会優秀論文賞(以下優秀論文賞という)
- (3) 九州森林学会奨励賞(以下奨励賞という)
- (4) 九州森林学会功績賞(以下功績賞という)

2 前項の各賞は次のとおりとする。

- (1) 九州森林学会賞は、学術研究を通して九州の森林、林業、林産業の発展に著しく貢献したと認められる者に授与する。
- (2) 優秀論文賞は、九州森林研究の最新号に掲載された「論文」のうち、特に優秀と認められる論文の著者に授与する。
- (3) 奨励賞は、当該論文発表時の年齢が原則として35歳以下とし、本会大会で優れた研究発表を行い、九州森林研究に成果が掲載され、今後の活躍が期待される者に授与する。過去に当該賞を受賞または同一課題で他学会等で受賞した者には授与しない。
- (4) 功績賞は、本会の発展に特に顕著な功績があったと認められる者に授与する。本会における役職上の貢献は、原則として対象業績としない。

3 九州森林学会賞、優秀論文賞および奨励賞は、原則として毎年各1件授与するものとする。功績賞は、推薦があった場合にのみ検討し、毎年の件数を特定しない。

### (表彰委員会)

第3条 本会は、優れた業績を挙げた会員の表彰を行うため、表彰委員会(以下委員会という)を置き、委員会は被表彰者の選考を行う。

- 2 委員会は、原則として表彰担当理事および編集委員をもって組織する。委員会が必要と認めるときは委員以外の出席を認め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は原則として表彰担当理事がこれにあたる。
- 4 委員会の委員が候補者に推薦された場合、当該委員はその資格を失うものとする。

### (選考手続き)

第4条 選考は次の各項に掲げるとおりとする。

- 2 委員会は、毎年会員から九州森林学会賞、優秀論文賞、奨励賞および功績賞の候補者の推薦を募る。推薦期限は原則として7月末日とする。
- 3 推薦書には、賞の種類、候補者氏名・所属、対象業績名、推薦理由(400字程度)、必要に応じ研究履歴、関連業績等を記載する。

4 委員会はそれぞれの候補者の業績などについて、検討、協議し、多数意見をもって被表彰者を決定する。

5 委員長は速やかに委員会の決議事項を会長に報告しなければならない。

**(表彰)**

第5条 表彰は、原則として総会において賞状を授与しておこなう。

(平成 23 年 10 月 28 日制定)

(平成 25 年 10 月 25 日改訂)

(令和 5 年 10 月 20 日一部改正)